

進学助成金を希望する皆さんへ

進学助成金募集要項

令和8年4月に

・大学・短期大学に入学（高等専門学校から大学への編入学を含む。）予定

又は

・学校教育法に規定する専修学校専門課程（2年以上）で、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）に入学予定であって、自宅外から通学する方を対象に、進学助成金の貸与者を募集します。

☆募集期間

令和7年9月26日（金）～令和7年11月14日（金）

第1回締切日：令和7年10月17日（金）

第2回締切日：令和7年11月14日（金）

※募集は、上記の期間のみで行い、令和8年4月入学後の募集は行いません。十分に注意してください。

※第1回締切日までに申請される場合と、第2回締切日までに申請される場合とで、貸与に当たっての有利不利はありません。ただし、第1回締切日までに申請していただくと、書類不備等がなければ貸与の『内定』が令和7年中に受けられる予定です。



修学奨励金（進学助成金）貸与制度

この制度は、経済的理由により、大学・短期大学（大学院及び通信制を除く。）又は専修学校専門課程での修学が困難な者に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。

【重要】

進学助成金は、保護者等ではなく、学業に励むあなたに貸与されるものです。したがって、**卒業後あなた自身に返還していただきます**。この返還金は、後輩たちへの貸与資金となりますので、返還計画のとおり返還していただく必要があります。

申請に当たっては、この募集要項をよく読み、あなた自身の現在・将来の生活設計に基づき、返還方法等を考えて申請書類に必要な事項を書いてください。申請はやむを得ない場合を除きあなた自身で行ってください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して記入してください。）



和歌山県教育委員会

Wakayama Prefectural Board of Education

貸与申請から貸与内定まで

1 貸与対象者

次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 令和8年4月に大学・短期大学（大学院及び通信制の課程を除く。）に入学予定の者、
高等専門学校から大学へ編入学を予定の者

又は

令和8年4月に専修学校専門課程（修業年限2年以上で通信制除く。「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（下表参照）に基づく要件を満たしていること）に入学予定の者

※新設された学校等を希望する者は、上記の要件を満たしている旨を進学希望の学校等に確認してください。

専門士	1. 修業年限が2年以上であること 2. 課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上（62単位以上）であること 3. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること
高度専門士	1. 修業年限が4年以上であること 2. 課程の修了に必要な総授業時数が3400時間以上（124単位以上）であること 3. 体系的に教育課程が編成されていること 4. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

- (2) 自宅から通学することが困難なため、自宅以外の場所から通学しようとする者であること。
(3) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有している者であること。
(4) 本人の生計を主として維持する者の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。

※年間収入額（税込み）の上限は、4人世帯で

おおむね右の表のとおりとなります。

給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
803万円（収入）	552万円（所得）

- ・ **上記金額はあくまで目安**で、実際の上限額は各世帯の人数、事情等により増減します。
 - ・ 給与所得世帯の金額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）です。
 - ・ 給与所得以外の世帯の金額は、確定申告書等の所得金額（税込）（収入金額から必要経費を差し引いた金額）です。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金、生活福祉資金貸付金の就学支度費、母子父子寡婦福祉資金の就学支度資金（いずれも一時金）の貸与を受けていないこと。

2 貸与額

一時金・・・10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかから選択（無利子）

【注意】申請後、貸与決定前まで、減額の変更はできます。（増額は不可）。なお、決定以降は、一切変更できません。

3 募集期間

令和7年9月26日（金）～令和7年11月14日（金）

第1回締切日・・・令和7年10月17日（金）

第2回締切日・・・令和7年11月14日（金）

- 【注意】令和8年4月に入学される方を対象とした進学助成金の募集期間は上記の期間のみとなります。
入学後の募集は行いませんので、貸与を希望される場合は、必ず募集期間中に申請してください。
また、募集期間終了後から令和8年3月末日までに本人の生計を主として維持する者の失職、破産、会社の倒産、病気もしくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変した場合で貸与を希望される方は、令和8年3月末日までに、本人の在学する高等学校等の奨学金担当者（県外の高等学校等に在学する場合等は和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課（以下「生涯学習課」））まで相談してください。

4 貸与の申請方法

- (1) 申請時に必要な書類

① 貸与申請書・・・（記入例 5ページ～7ページ）

② 住民票（原本）（以下1～4の要件を満たさない住民票は受付できませんのでご注意ください。）

1. 本人及び本人と生計を一にする世帯全員のもの（「世帯全員」という記載があるもの）
2. 続柄が記載されているもの
3. 申請日の3か月以内に発行されたもの
4. 原則、マイナンバー（個人番号）の記載なしのもの

※次の③のマイナンバーを確認できる書類として住民票を使用する場合は、本人の生計を主として維持する者のみのマイナンバーを記載してください。

③ 同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙

本人の生計を主として維持する者の収入・所得を確認するために提出いただきます。※詳細は3ページ

④ 進学助成金 振込口座登録申出書

⑤ 振込口座通帳の写し（名義・金融機関名・店名・預金種別・口座番号が確認できるページ。キャッシュカードも可）

⑥ 進学助成金 提出書類チェック表

- (2) 書類の提出先

本人が県内の高等学校等に在学している場合は、在学している高等学校等の奨学金担当者へ提出してください。
高卒認定試験（大検を含む。）該当又は卒業生、県外の高等学校等に在学されている場合は、生涯学習課へ提出してください。

5 貸与の『内定』について

県教育委員会での審査の結果、貸与が適当であると認められた場合には、貸与の『内定』を通知します。

第1回締切日までに申請された方…12月中旬以降

第2回締切日までに申請された方…1月中旬以降

(県内の高等学校等に在学されている方は、在学している高等学校等を通じて通知します。それ以外の方は、申請者本人へ直接通知します。同時に、「内定後の手続き(仮)」(冊子)も送付する予定です。)

※『内定』しても、以下の6～8の手続きがなされない場合、貸与はできませんので、御注意下さい。

貸与の『決定』から貸与の『確定』まで

(以降は、県内の高等学校等に在学者も、生涯学習課まで直接書類を郵送等で提出していただきます。)

『内定』を受けられた方は、その後、貸与の『決定』・『実行』・『確定』の手続きを行っていただきます。

※内定者に配付予定の「内定後の手続き(仮)」(冊子)に『決定』と『実行』を行うために必要な書類が挟み込んであります。(確約書・請求書等)

※『確定』のために必要な書類は、各自で進学先の学校や引っ越し先の貸主等に請求し、生涯学習課に提出してください。

6 貸与の『決定』(1月下旬以降随時)

貸与の『決定』を受けるためには、下記の書類を提出していただく必要があります。提出は随時受け付けますが、期限は令和8年3月31日(火)までです。(ただし、本人に責めがない場合は、令和8年4月30日(木)まで受け付けます。)

【提出書類】

①大学・短大又は専修学校専門課程の合格通知書等の写し

②確約書

③専門士・高度専門士の要件を満たしている学校であることが確認できる書類

※③の提出は、新設の専修学校専門課程(の学科)に入学予定の者のみ

7 貸与の『実行』(2月中旬以降随時)

貸与の『決定』を受けられた方から、下記の書類を提出いただくと、進学助成金の貸与(登録口座への振込み)を行います。

書類は随時受け付けますが、貸与決定時、お知らせする提出期限までに提出してください。

提出が遅くなると、貸与の時期が遅れたり、貸与自体ができなくなることもありますので注意してください。

【提出書類】

①請求書

②返還誓約書/借用証書

③返還計画書

④和歌山県口座振替納付依頼書(金融機関に提出)

8 貸与の『確定』(在学証明書(原本)及び賃貸契約書の写し又は賃借証明書の提出)【重要】

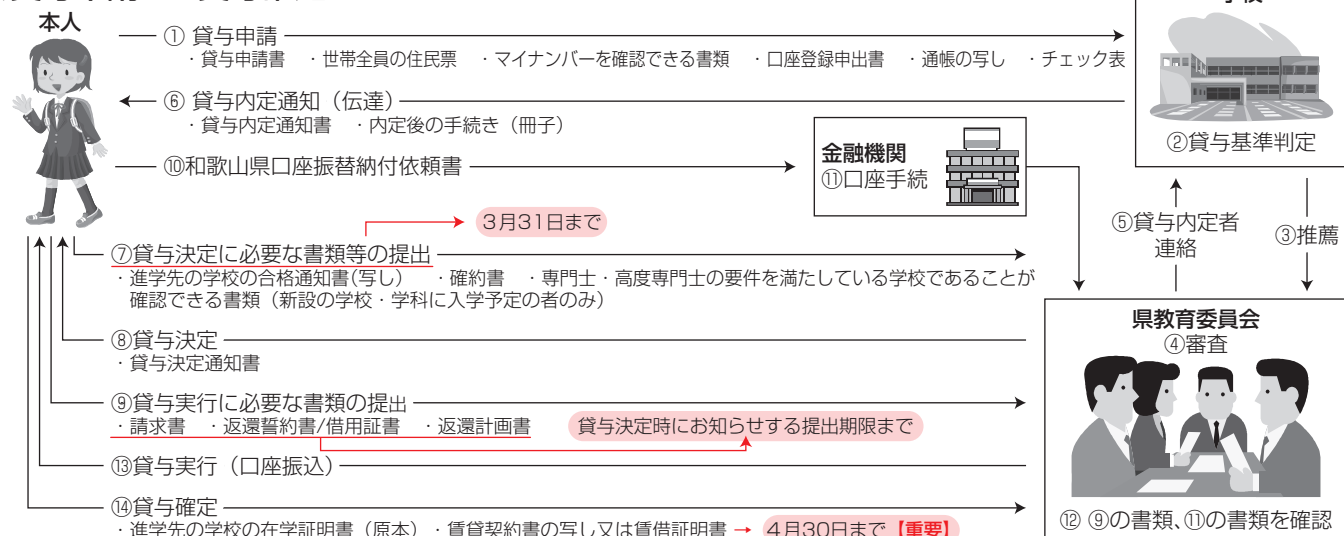
貸与の『実行』を受けられた方は、在学証明書(原本)と賃貸契約書等の写し又は賃借証明書を令和8年4月30日(木)までに生涯学習課へ提出してください。

提出期限までに提出されなかった場合は、貸与した進学助成金を速やかに一括返還していただきます。

(在学証明書及び賃貸契約書の写し又は賃借証明書は、それぞれ貸与者要件である「対象校に在学しているか」、「自宅外から通学しているか」を確認するための重要な書類となります。必ず、期限内に提出してください。)

【注意】在学証明書の写し又は学生証の提示や写しの提出では受付できません。

☆貸与申請から貸与確定まで



1 ページの④の③「同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙」について

本人の生計を主として維持する者のマイナンバーを確認できる書類を提出することで、教育委員会がマイナンバーを使用して、本人の生計を主として維持する方の収入・所得を確認します。

＜同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙の作成方法＞

(表面) 日付、申請者氏名、学校名、同意者の欄を記入

※同意者は、申請者本人の生計を主として維持する者となります。

※同意者欄は、同意者本人が必ず自署してください。

(裏面) 上部の枠：同意者のマイナンバーを確認できる書類を貼付

下部の枠：同意者の本人（実存）確認書類を貼付

※貼付書類については、4ページ記入例の下部にて確認してください。

【該当者のみ】

DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」

…過去にDV・虐待等の被害を受けた方又はDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方のみ

提出してください。

※「マイナンバーを確認できる書類」が提出できない方は以下ア・イのいずれかの書類を提出してください。

ア 課税証明書（「令和7年度分」。写し可。）

イ 住民税決定通知書の写し（「令和7年度分」）

※ ア・イのいずれかの書類を提出する場合は、市町村民税調整控除額の記載があるものが必要です。

記載がない場合は、発行窓口にて追加で記入してもらう必要があります。

不明な点がございましたら生涯学習課まで連絡してください。

【注意】 収入がない方について

本人の生計を主として維持する者が収入がないため、確定申告や住民税の申告をしていない場合は申告をした上で上記書類を提出してください。もし、お済みでないと収入額（0円等）に記載のない無効な証明書となり、再提出していただくこととなります。

【参考】事前に貸与基準額を算定したい場合、「市町村民税課税標準額」「市町村民税調整控除額」は課税証明書や住民税決定通知書の書類により確認できます。

令和7年度 市町村民税・県民税 課税証明書											
住所 和歌山市小松原通1-1 氏名 修学 奨太郎											
令和6年中の合計所得額					課税額						
合計所得金額			5,500,000円		住民税額合計 市町村民税所得割 市町村民税均等割 県民税所得割 県民税均等割						
所得の種類・金額			控除の種類・金額			課税標準額					
給与収入 給与所得控除後 総所得金額 5,500,000円			扶養控除 基礎控除 計 2,000,000円			課税総所得 3,500,000円					
控除対象配偶者		控除対象扶養親族		障害人数		本人該当					
有 一般	無 老人	特定	老人 うち同居	その他	(省略)	(省略)					
						摘要 ・調整控除(市): 1,500円 ・調整控除(県):					
令和 7 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)											
給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計			主たる給与以外の合算所得区分		営業等	農 業	不 利 配 給	配 当	譲 渡 ・ 時		
			総所得金額①		5,500,000						
所得			課税標準		総所得③ 3,500,000						
			山林所得								
			分離短期譲渡								
			分離長期譲渡								
			株式等の譲渡								
			上場株式等の配当等								
			先物取引								
所得控除			控除		老 配	扶養親族該当区分		本人該当区分		繰越損失	
					特 定	同 老 人	16 歳 未 満	同 他 人	特 他 未 成 年 者	特 他 障 障	寡 独 居 親
					配 当	扶 養 基 礎		特 他 障 障		繰 越 損 失	
					所得控除合計②		2,000,000				

※左図はあくまで一例です。
市町村によって表記等は
異なります。

市町村民税課税標準額

市町村民税調整控除額

※記載がない場合は、発行窓口にて追加で記入してもらう必要があります。

【同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙についての注意事項】

別記第4号様式(第5条関係)

(表面)

令和7年 ○月○日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期限の延長の申請に係る事務等を行うに当たっては、修学奨励金に必要と認められる事項の把握等に關する

申請者氏名、学校名の記入漏れに御注意ください。

申請者氏名		修学 奨学 奨子		(学校名: △△高等学校)								
同意者	申請者との続柄	父		生年月日	昭和52年 1月 22日							
	ふりがな	しゅうがく しょうたろう										
	氏名	修学 奨太郎										
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
同意者	住所	和歌山市小松原通1-1										
	申請者との続柄			生年月日	年 月 日							
	ふりがな											
	氏名											
同意者	個人番号			-		-						
	住所											
	申請者との続柄			生年月日	年 月 日							
	ふりがな											
同意者	氏名											
	個人番号			-		-						
	住所											
	申請者との続柄			生年月日	年 月 日							

【同意者（本人の生計を主として維持する者）の欄】

○続柄、生年月日、氏名、ふりがな、個人番号（マイナンバー）、住所をすべて同意者の自署で記入してください。

※住所は令和7年1月1日時点の住所を記入してください。
(令和7年1月1日以降引越している場合は御注意ください。)

及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カード（当該カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る。）

(3) 個人番号が記載された住民票

4 運転免許証、旅券等（本人（実存）確認書類）の写しも併せて裏面に貼付してください。

[illegible]

※イラストは書類の貼付方法のイメージです。

裏面の各確認書類は以下のとおりとなります。

以下の例に記載されていない書類を確認書類として使用したい場合は生涯学習課へお問い合わせください。

番号確認書類	本人（実存）確認書類
以下の書類から１点提出してください。	以下の書類から１点提出してください。 ※３
マイナンバーカード（裏面） 住民票の写し（個人番号記載あり） ※１ 通知カード ※２	マイナンバーカード（表面） 運転免許証 運転経歴証明書 ※４ パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書

- ※1 番号確認書類として住民票の写し（個人番号記載あり）を提出する場合は同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙に貼り付けずそのまま提出してください。
- ※2 通知カードは記載されている内容（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等）が住民票と相違ない場合に限り使用できます。
- ※3 本人（実存）確認書類について、例の書類を提出できない場合、下記の書類を2点提出することで代わりとすることができます。
○公的医療保険の被保険者証 ○年金手帳
○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書
- ※4 運転経歴証明書を使用する場合は、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。

【貸与申請書（記入例）】表面

◎ペン又はボールペン(消せるボールペン不可)で記入してください。
訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。
(修正液、修正テープ等は使用しないでください。)

別記第6号様式（第5条の2関係）

進学助成金

●募集期間内の日付を記入してください。

貸 与 申 請 書

令和7年 〇月 〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第1項の規定により申請します。

申請者氏名 修学奨子 修学印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。				
学校名	私立 〇〇〇〇	大学	法学部	法律学科	貸与希望額 いずれか一つに○をしてください。 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円
在学又は出身校名	県立	△△	高等学校		
フリガナ	シュウガク ショウコ		(〒 640-8585) 住所 和歌山市小松原通一丁目1番地		
申請者氏名 (自署)	修学奨子		TEL 073-441-3728		
生年月日	平成19年 12月 27日生		(〒 640-8585) 住所 和歌山市小松原通一丁目1番地		
フリガナ	シュウガク ショウガク		TEL 073-441-3728 携帯電話 090-xxxx-xxxx		
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	修学奨太郎		印 修学		
生年月日	昭和52年 1月 22日生				
同一生計の家族	続柄	氏名	年齢	職業・学校名・学年等	市町村民税課税標準額
父	父	修学奨太郎	48	会社員	3,500,000円
	母	修学直子	45	パート	600,000円
	兄	修学奨司	25	無職	0円
	弟	修学弘	14	紀州中学校 2学年	円
	妹	修学恵	2		円
↑主たる生計維持者1人に○をしてください。			主たる生計維持者の上記課税標準額×6%		① 210,000円
控除額	A. 市町村民税調整控除額				1,500円
	B. 母子・父子世帯の場合				円
	C. 世帯において扶養されている子供が2人を超える場合				80,000円
	D. 世帯における在学者等が2人を超える場合				30,000円
	② 控除額合計 (A+B+C+D)				111,500円
③ 算定額 (①-②)					98,500円

●「年齢」は申請日現在で記入してください。

※主たる生計維持者以外で収入がある方がいる場合は、課税標準額を必ず記載してください。

●申請者本人（進学予定の方）が氏名・住所等を必ず自署・押印してください。

●貸与希望額に○をしてください。貸与の『内定』後、**増額の変更はできません**ので、十分検討し金額を選択してください。

●印鑑はスタンプ印不可です。また、申請者と連帯保証人で異なる印鑑を使用してください。

●志望先の学校・学科の修業年限を記入してください。

●連帯保証人を、

〔申請者が成年者の場合…3親等内の親族
申請者が未成年者の場合…親権者（父母）又は後見人〕

から選んで、氏名・住所等を必ず自署・押印してもらってください（「同上」という記入は不可）。
※後見人は、裁判所で認められている方である必要があり、そのことがわかる証明書を提出してください。

B「母子・父子世帯の場合」について

該当する場合について、一律4万円となります。

C「世帯において扶養されている子供が2人を超える場合」について

市町村民税の扶養控除対象となっている子供（年齢は問いません。）が2人を超える世帯の場合

… $4 \times (\text{子供の人数} - 2)$ 万円

※主たる生計維持者の扶養でなくても構いません。

したがって、記入例で主たる生計維持者である父が子供3人を扶養し、母が子供1人を扶養する場合
 $4 \times (4 - 2) = 8$ 万円

D「世帯における在学者等が2人を超える場合」について

… $3 \times (\text{在学者等の人数} - 2)$ 万円

※「在学者等」は、小学校就学前の人と、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。

したがって、記入例の兄は在学者等に該当せず、 $3 \times (3 - 2) = 3$ 万円

③「算定額」について

この金額が189,400円以下であれば、貸与基準を満たすことになります。

【マイナンバーを確認できる書類を提出する場合】

以下の項目は記入不要です。

- ・市町村民税課税標準額
- ・① 主たる生計維持者の上記課税標準額 $\times 6\%$
- ・A. 市町村民税調整控除額
- ・② 控除額合計 $(A + B + C + D)$
- ・③ 算定額 $(① - ②)$

※事前に貸与基準額を算定したい方は、3ページ下図 【参考】を参照の上、「市町村民税課税標準額」「市町村民税調整控除額」を確認してください。

【貸与申請書（記入例）】裏面

- ◎ペン又はボールペン(消せるボールペン不可)で記入してください。
訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。
(修正液、修正テープ等は使用しないでください。)

- 「進学助成金を必要とする理由」は必ず申請者本人が記入してください。

(裏面)

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

父は給料が多くなく、母も家計を助けるため働いていますが、生活に余裕がありません。

私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、アパート代の支払いに充てるために進学助成金の貸与を希望します。

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 修学 奨太郎 修学 印 続柄 父

親権者氏名 修学 直子 専子 印 続柄 母

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

学校の受付印

- 親権者（又は後見人）氏名と続柄を、必ず自署・押印してもらってください。
※未成年者の場合のみ記入が必要です。また、申請者本人と同一印は使用せず、親権者それぞれも別々の印（スタンプ印不可）を使用してください。

貸与の取消し

偽りその他の不正な手段により、進学助成金の貸与を受けていることが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与した進学助成金を一括返還していただきます。
また、令和8年4月30日（木）までに進学先の在学証明書（原本）及び貸貸契約書の写し又は賃借証明書が提出されなかった場合も、直ちに貸与した進学助成金を一括返還していただきます。

返還について

大学・短大・専修学校（専門課程）等を卒業した又は在学しなくなったときには、その月の翌月から6ヶ月が経過した後、5年以内に貸与を受けた進学助成金を返還していただきます。
なお、返還を怠ったときは、年10.95%の延滞金が加算されます。

1 返還方法

- (1) 月賦返還・・・返還金を返還回数に応じて、毎月引き落としします。
- (2) 月賦・半年賦併用返還・・・返還金を月賦分と半年賦分に分割して、月賦分は返還回数に応じて毎月、半年賦は6ヶ月毎に引き落としします。

※返還は、貸与決定後に「和歌山県口座振替納付依頼書」を提出した金融機関の口座から毎月振り替えます。

2 繰上返還

全額又は一部の繰上返還をすることができます。

3 返還猶予

貸与を受けた者が大学院等に在学している場合や、病気その他の事由により返還が困難な場合は、届け出ることに
よって返還が猶予されます。詳細は、返還開始年月の前月頃にお知らせします。

4 返還免除

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、届け出ることに
よって返還が免除されることがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学助成金を返還できなくなったと認められるとき

進学助成金 振込口座登録申出書（記入例）

進学助成金 振込口座登録申出書										
登録申出者		住所 和歌山市小松原通1-1								
氏名		修学 奨子								
A 口座の方 銀行以外	金融機関名				店名					
	〇〇 銀行				〇〇 支店					
	普通預金、当座預金の口座番号⇒右づめ						預金種目			
	1 2 3 4 5 6						①. 普通 2. 当座 (いずれかに○をしてください。)			
口座名義人(カナ)		シュウ カ・ク ショウ コ								
B 口座の方 銀行	通常貯金の通帳記号		※通帳記号が0から始まる口座は登録できません。 通常貯蓄預金の口座も登録できません。							
	① 1 2 3 4 5									
	通常貯金の通帳番号 ⇒右づめ									
	② 1 2 3 4 5 6 7									
口座名義人(カナ)		シュウ カ・ク ショウ コ								

※口座はA又はBのいずれかを記入してください。
申請者本人の口座に限ります。

口座を記入する前に、金融機関が、以下の歳入
取扱金融機関一覧に記載されているか確認して
ください。

下記の和歌山県の歳入取扱金融機関から選び、
支店まで記入してください。

紀陽銀行
和歌山県信用農業協同組合連合会（JA）
新宮信用金庫 きのくに信用金庫
南都銀行 みずほ銀行
池田泉州銀行 三井住友銀行
百五銀行 三菱UFJ銀行
三十三銀行 りそな銀行
関西みらい銀行 ゆうちょ銀行
ミレ信用組合
和歌山県医師信用組合
近畿産業信用組合
近畿労働金庫
なぎさ信用漁業協同組合連合会

口座はA又はBのいずれかを記入してください。
申請者本人の口座に限ります。

問い合わせ

御不明な点は、各高等学校等の進学助成金担当者又は和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班までお問い合わせください。

学 校 名	TEL	学 校 名	TEL
○県立【全日制】		○県立【通信制】	
橋本高等学校	0736-32-0049	伊都中央高等学校	0736-42-2056
紀北工業高等学校	0736-32-1240	きのくに青雲高等学校	073-422-8402
紀北農芸高等学校	0736-22-1500	南紀高等学校	0739-22-3776
笠田高等学校	0736-22-1029	○県立【特別支援学校】	
粉河高等学校	0736-73-3411	きのかわ支援学校	0736-42-0415
那賀高等学校	0736-62-2117	和歌山盲学校	073-461-0322
貴志川高等学校	0736-64-2500	和歌山ろう学校	073-424-3276
和歌山北高等学校(西校舎)	073-453-1281	紀北支援学校	073-479-1356
和歌山北高等学校(北校舎)	073-455-3528	紀伊コスモス支援学校	073-461-6500
和歌山高等学校	073-477-3933	和歌山さくら支援学校	073-453-0303
向陽高等学校	073-471-0621	たちばな支援学校	0737-62-3599
桐蔭高等学校	073-436-1366	みはま支援学校	0738-23-2379
和歌山東高等学校	073-472-5620	南紀はまゆう支援学校	0739-47-2118
星林高等学校	073-444-4181	みくまの支援学校	0735-31-6101
和歌山工業高等学校	073-444-0158	○市立・国立	
和歌山商業高等学校	073-424-2446	和歌山市立和歌山高等学校	073-461-3690
海南高等学校	073-482-3363	和歌山市立和歌山高等学校定時制	073-461-3691
海南高等学校(大成校舎)	073-489-2069	和歌山大学教育学部附属特別支援学校	073-444-1080
海南高等学校(美里分校)	073-499-0034	○私立	
箕島高等学校	0737-83-2155	和歌山信愛高等学校	073-424-1141
有田中央高等学校	0737-52-4340	智辯学園和歌山高等学校	073-479-2811
有田中央高等学校(清水分校)	0737-25-0055	近畿大学附属和歌山高等学校	073-452-1161
耐久高等学校	0737-62-4148	開智高等学校	073-461-8080
日高高等学校	0738-22-3151	初芝橋本高等学校	0736-37-5600
日高高等学校(中津分校)	0738-54-0226	高野山高等学校	0736-56-2204
紀史館高等学校	0738-22-4011	近畿大学附属新宮高等学校	0735-22-2005
南部高等学校	0739-72-2056	慶風高等学校	073-498-0100
南部高等学校(龍神分校)	0739-78-0155	りら創造芸術高等学校	073-497-9111
田辺高等学校	0739-22-1880	和歌山南陵高等学校	0738-53-0316
田辺工業高等学校	0739-22-3983	○高等専門学校	
神島高等学校	0739-22-2550	和歌山工業高等専門学校	0738-29-2301
熊野高等学校	0739-47-1004	○専修学校(高等課程)	
串本古座高等学校	0735-62-0004	きのくに国際高等専修学校	0736-33-3370
新宮高等学校	0735-22-8101	○県外	
新翔高等学校	0735-31-7087	奈良県立十津川高等学校	0746-64-0241
○県立【定時制】		智辯学園高等学校	0747-22-3191
伊都中央高等学校	0736-42-2056	近畿大学工業高等専門学校	0595-41-0111
きのくに青雲高等学校	073-422-5660		
和歌山工業高等学校	073-444-2472		
耐久高等学校	0737-65-0050		
日高高等学校	0738-24-0717		
南紀高等学校	0739-22-3776		
新宮高等学校	0735-22-8106		

和歌山県教育庁生涯学習局 生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL(073)441-3728

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153388.html>

(ホームページから各種様式データをダウンロードできます。)

和歌山県修学奨励金

検 索

